

**留保所有権者が登録名義を具備していない自動車の引渡し・換価に対する
破産手続における否認権行使の可否**

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 平成 29 年 1 月 13 日

【事 件 番 号】 平成 28 年（ワ）第 1965 号

【事 件 名】 否認権行使請求事件

【裁 判 結 果】 請求棄却

【参 照 法 令】 破産法 49 条・65 条、民法 369 条・500 条・501 条

【掲 載 誌】 金法 2061 号 80 頁

LEX/DB 文献番号 25545281

事実の概要

破産者 A、販売会社 B 及び金融業や債務保証業を営む Y は、平成 26 年 11 月 28 日、A が B より普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）を購入するとともに、A が Y に対し本件車両の売買代金及び下取車の残債務額を加えた金額（以下「本件所要資金」という。）を自己に代わって B へ立替払することを委託する契約（以下「本件契約」という。）を締結した。本件契約には、要旨、以下のような定めがある。

ア A は、Y に対し、本件所要資金に分割手数料を加えた金額（以下「本件立替払金等債務」という。）を分割で支払う（第 2 条 (1)）。

イ 自動車の所有名義人は原則として B とするが、Y の選択により Y 自身とすることができる。

B、A 及び Y は、Y が B に対し立替払を行った場合、民法の規定に基づき、Y は当然に B に代位し、B の A に対する売買契約に基づく債権の効力及び自動車の留保所有権として B が有していた一切の権利を行使することができることを確認する（第 4 条 (1)(2)）。

ウ A は第 7 条のいずれかの事由があるときは、Y からの催告がなくても、第 4 条の規定のとおり Y が代位した債権（以下「原債権」という。）の弁済のため、直ちに本件車両を引き渡す（第 11 条 (1)）。

Y が第 11 条 (1) に基づき自動車の引渡しを受けた場合には、A は、自動車の評価額等をもって原債権等に充当されても異議ないものとする（第

1 条 (2)、第 15 条）。

エ Y は、第 11 条 (2) による充当後に余剰金がある場合は、A が Y に負担する一切の債務を、その弁済期限の到来・未到来にかかわらず、Y はこの余剰金を当然に相殺するものとし、当該債務のいずれの弁済に充当されても A は異議ないものとする（第 12 条）。

本件車両は、同月 28 日、所有者を B、使用者を A として登録手続がなされた。その後、本件自動車の所有者名義は変更されていない。

Y は B に対し、本件所要資金を立替払した。

A は、平成 27 年 4 月、支払を停止し、期限の利益を喪失した。

A は平成 27 年 12 月 4 日に大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受け、X が破産管財人として選任された。

X は、Y に対し、裁判所における手続において、本件車両の売却代金の帰属を決することに合意した上で、平成 28 年 1 月 29 日、本件車両を引き渡した。Y は、同年 2 月 3 日、本件車両を売却しその代金を受領した。

その後、X が代金を保管する Y に対し不当利得に基づきその支払を請求した。

判決の要旨

請求棄却。

「B は、本件車両の売買契約に基づく、本件車両の代金含む本件所要資金の支払債権（原債権）を被担保債権として、本件車両に対し留保した所

有権を有し、Yは、Aの委任に基づき、本件所要資金をBに立替払し、Aに対し委任に基づく事務処理費用の償還請求権を取得したと認められるから、Yは、本件車両の売買契約に基づく本件所要資金の支払債権（原債権）を被担保債権として、法定代位（民法500条）により、Bが本件車両に対し留保した所有権を行使することができるというべきである。」（判旨1）

「本件契約では、本件車両の評価額等を原債権等に充当した後、余剰金が生じた場合、この余剰金とAがYに対して負担する一切の債務とを当然に相殺することができ、当該債務のいずれの弁済に充当されてもAは異議ないものとする」と規定されている（本件契約第12条）。しかし、仮に上記規定によりYが本件車両の評価額等の余剰金を手数料債権に充当することになったとしても、それは、Yが本件車両に対し留保した所有権を法定代位により行使することができることによるものではなく、本件車両の評価額等から原債権等を控除した残金について、YがAに対して負う支払債務と、破産会社が被告に対して負う手数料支払債務を含む一切の債務とを相殺することができることによる結果であるから」「かかる規定をもって実質的に売買代金等債権のみならず、手数料債権までも含めた本件立替払金等債権がBの留保所有権により担保されているとまでは評価することができない。」（判旨2）

「本件契約は、BのAに対する売買契約に基づく債権の効力及び自動車の留保所有権としてBが有していた一切の権利を行使することができることを確認する旨が明示されていること、YがAより自動車の引渡しを受けた場合には、Aは、自動車の評価額等をもって、原債権、原債権の回収費用及び原債権から生じる遅延損害金に充当されても異議ないものとする旨が定められる一方、本件車両の評価額等につき余剰金が生じた場合は、AがYに対し負担する（手数料債権を含む）一切の債務と相殺することとされており、手数料債権が消滅するとしても、それは相殺によることが予定されていることなどからすれば、YがBから移転を受けて留保する本件車両の所有権が、本件立替払金等債権を担保するためのものであるとは認められない。本件は、平成22年判決の事案（買主から引渡しを受けた自動車について、その評価額をもって、自動車の売却残代金相当額のみならず

手数料額を加算した金額の支払債務に充当できるとされ、かかる手数料額を加えた信販会社の支払債権を担保するために、信販会社が、販売会社から自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解されるという事案）とは、事案を異にしているというべきである。」（判旨3）として、Yの原債権を被担保債権とする法定代位による留保所有権の行使を認め、本件所用資金の支払残額が本件車両売却代金を超え、Yは本件売却代金相当額を得る法律上の原因があることから、Xの請求は理由がないとした。（なお、判旨1、判旨2及び判旨3の記載は筆者によるもの。）

判例の解説

一 平成22年判決

本判決において引用されている、最判平22・6・4民集64巻4号1107頁（以下「平成22年判決」という。）は、販売会社に立替払を行った信販会社が、民事再生手続開始決定後に、留保所有権に基づき販売会社名義の車両の引渡しを求めることができるかが問題となった事案において以下のとおり判示した。「本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したのではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。すなわち、被上告人は、本件三者契約により、上告人に対して本件残代金相当額にとどまらず手数料額も含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債務が完済されるまで本件自動車の所有権が被上告人に留保されることや、上告人が本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を被上告人に引き渡したときは、被上告人は、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、被上告人が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。立替払の結果、販売会社が留保していた所有権が代位により被上告人に移転するというのみでは、本件残代金相当

額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。

そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法 45 条参照）、本件自動車につき、再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」

二 平成 29 年判決

本判決の後、最高裁は、販売会社に保証債務の履行として売買代金の残額を弁済した信販会社が、破産手続開始決定後に、留保所有権に基づき販売会社名義の車両の引渡しを求めることができるかが問題となった事案において以下のとおり判示した。「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権（以下「留保所有権」という。）を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法 500 条、501 条）。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会

社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るというべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものというべきである。」（最判平成 29・12・7 民集 71 巻 10 号 1925 頁。以下「平成 29 年判決」という。）

三 平成 22 年判決後の動き

平成 22 年判決後、破産管財人は、同判示は破産手続にも妥当するとし、破産手続開始決定時に車両引上げ未了で信販会社が登録名義を具備していないときは、車両は破産財団に属するものとして換価を試み、信販会社からの車両の引渡し要求には応じないという対応を行った。信販会社は、このような状況に対応すべく、被担保債権の範囲を限定し、法定代位による留保所有権の移転を明示的に記載する等の約款の改訂を行った（便宜上、平成 22 年判決を受けて改訂を行った約款を「新約款」、それ以前の約款を「旧約款」という。）。

平成 29 年判決は、新約款の事案において、信販会社による法定代位により取得した留保所有権の別除権としての行使を認めたものである。

四 否認の可否

支払停止等の危機時期以降に、信販会社が販売会社名義の車両の引渡し・充当を行った場合に、破産管財人等が信販会社に対して否認権を行使することの可否について問題が存在する。

留保所有権を別除権として行使できる場合においては、危機時期以降に車両の引渡しが行われたとしても、否認の要件である有害性が否定され、否認の対象とならないことについては争いがないものとする。

他方、仮に破産手続において別除権の行使が認められない約款類型については、車両の引渡し等は偏頗行為否認の対象となるとする見解（否認肯定説）¹⁾と、これを否定する見解（否認否定説）²⁾とが対立している状況にある。本判決は、留保所有権の行使が可能である旨判示しており、この問題につき直接判示したものではない。

五 本判決の検討

平成 22 年判決は、手数料額をも含む留保所有権の被担保債権の範囲にも着目して、当事者の合理的意思表示として残代金債権相当額の限度での留保所有権の代位を認めず、登録名義を有しない留保所有権の別除権としての行使を認めなかったものと解する。約款を解釈する際、販売会社の設定した被担保債権よりも信販会社の設定した被担保債権の範囲が広く設定されている場合（例えば、信販会社に固有に発生する手数料債権等を含む場合）には、当事者の合理的意思表示として法定代位による留保所有権の取得を否定する方向へ傾くと考えるのが平成 22 年判決に整合的であると考えられる。また、実質的に担保されるべき債権に信販会社の手数料や取立費用も含むとすれば、平成 22 年判決の立場に抵触するとの指摘もなされている³⁾。

X は、留保所有権の被担保債権の範囲につき、第 12 条の規定等をもって、実質的に売買代金債権のみならず、手数料債権までも含めた債権が担保されている旨主張したところ、本判決は、（判旨 2）及び（判旨 3）のとおり判示してこれを否定し、平成 22 年判決と事案を異にすることを明らかにしている。

平成 22 年判決を踏まえれば、当事者の合理的意思に基づき法定代位による留保所有権の取得の可否を解釈することになる。意思表示においては、当事者の合意として記載された約款の文言が重視されるべきである。

本判決の事案においては、第 11 条 (1) において被担保債権が手数料債権を含まない原債権であることが規定され、第 12 条には相殺であることが規定され、余剰金が生じた場合には後記の相殺禁止の問題として処理すれば足り、当事者が明示されている法定代位の効果を否定する意思を有していると解釈することは困難であると考えられる。したがって、実質的にも、手数料債権までも含めた債権が留保所有権により担保されているとまではいえないものと判示した本判決は妥当である。本判決の事案においては余剰金が生じなかったが、余剰金が生じる場合でも同様であると考えられる。

そして、被担保債権の範囲を限定し、法定代位による留保所有権の移転が明示された新約款の事案において留保所有権の別除権としての行使を認めた本判決は、本判決後の判例であるが平成 29 年判決と整合的である。留保所有権の別除権とし

ての行使が認められることから、有害性が否定され、車両の引渡し・換価は否認の対象とならないものと判断されたものとする。

六 本判決の意義

本判決の事案と同様に、留保所有権を行使、車両を回収し、換価し、売買代金債権に充当した後に、余剰金が存在する場合に、余剰金と手数料債権等とを相殺する旨規定する約款は多数存在するものとする。本判決は、そのような約款において、留保所有権の別除権としての行使が許されること及び車両の引渡し・充当が否認の対象とならないことを明らかにしたものであり、実務の参考になるものとする。

七 残された問題

本判決の事案と同様の約款において余剰金が生じる場合に、手数料債権等と相殺することが可能であるかについて問題となる。

この点、販売会社、信販会社及び購入者の三者間の契約が相殺期待を生ぜしめる具体的かつ直接的な原因になることを論拠とする相殺肯定説⁴⁾と金額が不特定な債権を自動債権とする相殺期待の欠如を論拠とする相殺否定説⁵⁾が対立している状況にある。

本判決は、その事案において余剰金が生じなかったため、この点について直接判示していない。残された問題として今後の判例や議論の動向に留意されたい。

●——注

- 1) 伊藤眞「最二小判平 22. 6. 4 の Nachleuchten（残照）——留保所有権を取得した信販会社の倒産手続上の地位」金法 2063 号 36 頁など。
- 2) 中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為否認」事業再生と債権管理 155 号 83 頁など。
- 3) 杉本和土「自動車割賦販売における第三者所有権留保につき、購入者の破産手続において信販会社が法定代位により留保所有権を別除権として行使する際の登録名義の要否」法教 432 号 165 頁。
- 4) 伊藤・前掲注 1) 46 頁など。
- 5) 山本和彦「自動車の所有権留保と倒産手続——最小小判平 29.12.7 について」判例秘書ジャーナル 8 頁など。